



# 島根県報

令和元年8月6日(火)

第 27 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

青少年に販売等してはならない図書類	(青少年家庭課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(農村整備課)	2
指定施業要件の変更予定保安林(2件)	(森林整備課)	3
保安林の指定施業要件の変更	( " )	4
森林法第189条の規定による告示及び掲示	( " )	6
島根県収入証紙売りさばき人の氏名の変更(2件)	(審査指導課)	6
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	( " )	7
島根県収入証紙の売りさばきの廃止	( " )	7

### 【特定調達公告】

空港用スノーパ除雪車の調達に係る一般競争入札の落札者等	(港湾空港課)	8
-----------------------------	---------	---

### 【教委告示】

島根県指定有形文化財の指定の解除	(文化財課)	8
------------------	--------	---

### 【教委公告】

島根県立青少年の家の指定管理者の募集	(社会教育課)	9
--------------------	---------	---

### 【人委告示】

令和元年度島根県職員(経験者)採用試験の実施		14
------------------------	--	----

### 【公安告示】

施設警備業務1級検定及び施設警備業務2級検定の実施	(警察本部)	17
---------------------------	--------	----

**告 示****島根県告示第175号**

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第6条第1項の規定により、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定するので、同条例第27条の規定により告示する。

令和元年8月6日

島根県知事 丸 山 達 也

指定番号	種類	図 書 名 称	発行・出版社名	指定の理由
16081	書籍	COMICアンソリウムVOL. 075	ジーオーティ	次のいずれかに該当し、青少年の健全な育成を阻害するものであると認められるため。 (1) 性的感情を著しく刺激するもの (2) 粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長するもの (3) 自殺又は犯罪を誘発するもの
16082	雑誌	花びら乙女	ワニマガジン	
16083	雑誌	制服JKと秘密のハメ撮り！	マイウェイ出版	
16084	書籍	夢をかなえるクスリ200	鉄人文庫	
16085	書籍	アリエナイ理科の大事典Ⅱ	三オブックス	
16086	書籍	裏モノ JAPAN2019年7月号 なぜか野放しの違法な流行モノ	鉄人社	

**島根県告示第176号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年8月6日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市水上町三久須土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

光田 正義 大田市水上町三久須120番地  
 廣山 勝秀 大田市水上町三久須140番地3  
 菅 眞章 大田市水上町三久須664番地  
 石原 寛明 大田市水上町三久須291番地  
 山本 竜法 大田市水上町三久須676番地2

## 監事

武間 篤 大田市水上町三久須724番地  
 中田 真二 大田市祖式町429番地

## 2 就任年月日

令和元年6月9日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

光田 正義 大田市水上町三久須120番地

廣山 勝秀 大田市水上町三久須140番地 3

菅 眞章 大田市水上町三久須664番地

石原 寛明 大田市水上町三久須291番地

山本 竜法 大田市水上町三久須676番地 2

#### 監事

武間 篤 大田市水上町三久須724番地

中田 真二 大田市祖式町429番地

### 島根県告示第177号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年 8 月 6 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
江津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第178号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年 8 月 6 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
益田市高津八丁目イ2561-6、高津町イ2561-12
- (2) 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(㊦) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

益田市戸田町口540-20、久城町1200-1、1202-1、1206-17、1206-18、遠田町3033-4、3034-5、3034-6

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(㊦) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(㊦) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

益田市遠田町3347-9、3363-1、3363-2、3365、3366-2

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(㊦) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(㊦) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

益田市戸田町口540-20、美都町都茂2630甲、2630乙

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(㊦) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(㊦) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第179号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の

3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年8月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐は、択伐による。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐は、択伐による。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第180号

平成31年島根県告示第180号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年8月6日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不 明 だ け る 通 知 の 相 手 方
鹿足郡吉賀町下高尻589-16	大庭 未市
鹿足郡吉賀町下高尻594-18、596-25	河野 賀津寿
鹿足郡吉賀町下高尻392乙、395乙、398乙続1、404、405、417、424、424続1、427、589-1、590-1、594-22、597-2、907、908、920、921	河野 堅
鹿足郡吉賀町下高尻426、428、428-1、449	河野 清人
鹿足郡吉賀町下高尻589-16	河野 辰雄
鹿足郡吉賀町下高尻435	河野 フジノ
鹿足郡吉賀町下高尻589-3、590-9、594-20	河野 芳枝
鹿足郡吉賀町下高尻389乙、408、408続1、594-8、597-1、985、990から992まで	下野 節子
鹿足郡吉賀町下高尻589-4、592-8	澄川 ヨシコ
鹿足郡吉賀町下高尻433続3、434続6、436、437、599	澄川 ヨシコ
鹿足郡吉賀町下高尻439、450、566-2、589-22、590-6、592-13、594-1、594-26、598-7	廣兼 友久
鹿足郡吉賀町下高尻594-5から594-7まで	村社三島神社

### 島根県告示第181号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名を変更した旨届出があった。

令和元年8月6日

島根県知事 丸 山 達 也

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 前	変 更 後
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名

968	雲南市三刀屋町三刀屋124 - 2 雲南地区交通安全協会 会長 竹下 三郎	雲南市三刀屋町三刀屋124 - 2	雲南地区交通安全協会 会 長 絲原 徳康	雲南地区交通安全協会 会 長 竹下 三郎
-----	--	----------------------	-------------------------	-------------------------

島根県告示第182号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名を変更した旨届出があった。

令和元年 8 月 6 日

島根県知事 丸 山 達 也

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 前	変 更 後
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
506	江津市江津町1016番地48 江津市交通安全協会 会 長 藤間 恵一	江津市江津町1016番地48	江津市交通安全協会 会長 室谷 卓治	江津市交通安全協会 会長 藤間 恵一

島根県告示第183号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

令和元年 8 月 6 日

島根県知事 丸 山 達 也

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項			
			変 更 前		変 更 後	
			売りさばき人の 住所及び氏名	売りさば き 場 所	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさば き 場 所
904	隠岐郡隠岐の島町港町塩 口24 島根県食品衛生協会西郷 支所 支所長 福田 晃	隠岐郡隠岐の島町港町塩 口24	隠岐郡隠岐の島 町港町塩口84 松浜旅館内 島根県食品衛生 協会西郷支所 支所長 斉藤 芳夫	隠岐郡隠 岐の島町 港町塩口 84 松浜 旅館内	隠岐郡隠岐の島 町港町塩口24 島根県食品衛生 協会西郷支所 支所長 福田 晃	隠岐郡隠 岐の島町 港町塩口 24

島根県告示第184号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の廃止届の提出があり、指定の取消しをしたので、島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第3項の規定により告示する。

令和元年 8 月 6 日

島根県知事 丸 山 達 也

取消年月日	指定番号	売りさばき人の住所及び氏名	売 り さ ば き 場 所
平成31年 4 月26日	973	益田市常盤町 1 - 1	益田市常盤町 1 - 1

	益田市職員共済会 会長 山本 賢二	益田市役所売店
--	----------------------	---------

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年8月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量  
空港用スノーパ除雪車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日  
令和元年7月10日
- 4 落札者の氏名及び住所  
第一実業株式会社 代表取締役 宇野 一郎 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
- 5 落札金額  
59,950,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
令和元年6月11日

## 教 育 委 員 会 告 示

### 島根県教育委員会告示第2号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項の規定により指定した次の島根県指定有形文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により、令和元年文部科学省告示第26号をもって重要文化財に指定され、同条例第5条第3項の規定により島根県指定有形文化財の指定は解除されたので告示する。

令和元年8月6日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

指定告示	種別	名 称	員数	所 在 地	所有者	指定解除年月日
昭和34年島根県教育委員会告示第6号	書跡	後村上天皇宸筆願文	1幅	出雲市大社町杵築東99番地4	鱒淵寺	令和元年7月23日
昭和50年島根県教育委員会告示第4号	古文書	紙本墨書鱒淵寺文書	446通10冊	出雲市大社町杵築東99番地4	鱒淵寺	令和元年7月23日
昭和50年島根県教育委員会告示第4号	古文書	紙本墨書徳川家康起請文	1通	出雲市大社町杵築東99番地4	鱒淵寺	令和元年7月23日

**教 育 委 員 会 公 告**

島根県立青少年社会教育施設条例（平成3年島根県条例第8号）第15条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和元年8月6日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

**1 募集の目的**

島根県立青少年の家（以下「青少年の家」という。）は、青少年に学習及び交流の機会を提供することにより心身の健全な育成を図り、あわせて県民の教養及び文化の向上に資するために設置された施設である。

本施設について、民間の能力を活用し、効率的かつ適正な管理運営を行うことにより、県民サービスの質の向上及び施設の設置の目的を効果的に達成することを目的として平成19年度から指定管理者制度を導入しているが、現在の指定期間が令和2年3月31日をもって満了することから、次期指定期間における指定管理者を募集する。

**2 施設の概要****(1) 名 称**

島根県立青少年の家（愛称：サン・レイク）

**(2) 所在地**

出雲市小境町1991-2

**(3) 建物構造**

本館（鉄筋コンクリート）、体育館（鉄骨）、屋外創作棟（木造）、バーベキューハウス（木造）、集いの広場（鉄筋コンクリート）、車庫（鉄骨）、プロパン庫（鉄骨）、艇庫（鉄骨）、その他（資材庫、自転車保管庫、自転車置場、油庫、ゴミ置場、ポンプ室、屋外便所）

**(4) 延床面積**

9,259.01平方メートル

**(5) 敷地面積**

72,940平方メートル（グラウンド4,012平方メートル、ファイヤー場1,150平方メートル、テニスコート2面、ふれあいの広場200人収容、駐車場150台収容を含む。）

**(6) 開館年月**

平成3年4月

**(7) 主な施設内容**

多目的ホール、研修室、創作室、茶室、音楽室、調理室、宿泊用和・洋室、食堂、浴室、シャワー室（洗濯室）ほか

**3 指定管理者が行う業務**

(1) 青少年の家の施設及び設備の使用料の徴収に関する業務

(2) 青少年の家の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 青少年の家の施設及び設備を利用する者への食事の提供に関する業務

(4) 島根県立生涯学習推進施設条例（平成7年島根県条例第9号）第1条に規定する島根県立東部社会教育研修センターの施設及び設備で島根県教育委員会が定めるものの維持管理に関する業務

(5) 上記に掲げるもののほか、青少年の家の管理に関する事務のうち、島根県教育委員会が必要があると認める業務

**※ 留意事項**

詳細は、別に配付する島根県立青少年の家指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

**4 指定期間**

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

## 5 管理に要する経費

島根県が支払う指定管理料の額は、次の支出見込額から収入見込額を差し引いた額（消費税率及び地方消費税率の合計を10パーセントとして積算した消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。指定管理料は分割支払いとし、支払時期及び分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定で定める。

年間支出見込額	79,449千円
年間収入見込額	1,645千円
年間指定管理料	77,804千円（消費税及び地方消費税（税率10パーセント）の額を含む。）以内
5年間の指定管理料	389,020千円（消費税及び地方消費税（税率10パーセント）の額を含む。）以内

## 6 指定管理者の応募資格等

### (1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからクまでのいずれにも該当すること。

ア 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく更生又は再生手続をしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 島根県において県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）の未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない法人等であること。

キ 法人税、消費税及び地方消費税の未納の税額がない法人等であること。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に参与させていない法人等であること。

### (2) 応募資格の留意事項

ア 法人等は、株式会社、任意団体等の組織形態は問わないが、個人は応募資格を有さない。

イ 新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくてもその設立予定法人等を申請者とみなす。

ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和元年12月中旬予定）までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

## 7 申請の手続

### (1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

ア 指定管理者指定申請書

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則（平成3年島根県教育委員会規則第1号）で定める様式第6号

イ 事業計画書

ウ 指定管理期間各年度分及び期間を通じたの収支予算書

エ その他申請に必要な書類

(7) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類

(4) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

- (イ) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
  - (ロ) 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
  - (ハ) 役員の名簿及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在におけるもの）
  - (ニ) 法人等の概要を記載した書類
  - (ホ) 印鑑証明書
  - (ヘ) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
  - (セ) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
  - (コ) 誓約書
- (2) 提出部数  
正本1部及び副本9部（副本は複写可）。ただし、(1)エ(ア)、(イ)及び(キ)から(コ)までについては、正本1部及び副本1部とする。
- (3) 提出場所  
17に記載する場所
- (4) 提出期限  
令和元年9月30日（月）午後5時までに持参又は郵送をすること。  
なお、持参の場合は、平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。また、郵送の場合は書留とし、令和元年9月30日（月）午後5時までに必着とする。
- (5) 申請に当たっての留意事項
- ア 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
  - イ 提出された事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等必要な場合に、事業計画書等の内容の全部又は一部を使用できるものとする。
  - ウ 提出された申請書類は、返却しない。
  - エ 必要に応じて追加書類の提出を求めることがある。
  - オ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
  - カ 申請書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき、その他不正な行為があったときは、失格とする。
- 8 募集要項及び仕様書等の配付
- (1) 配付期間  
令和元年8月6日（火）から同年9月24日（火）までの平日  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 配付場所  
17に記載する場所
- 9 現地説明会  
現地説明会は、次のとおり開催する。
- (1) 開催日時  
令和元年8月28日（水）午後1時30分から
- (2) 開催場所  
青少年の家 第3研修室
- (3) 現地説明会の内容

ア 募集要項及び仕様書等の説明

イ 施設等の見学

(4) 参加申込みの方法

現地説明会への参加を希望する法人等は、参加申込書を次のとおり提出すること（1法人等の参加者は3名までとする。）。

ア 参加申込書

法人等の名称、参加予定者（職名及び氏名）及び連絡先（住所、電話番号等）を記載すること。

イ 提出場所

17に記載する場所

ウ 提出期限

令和元年8月21日（水）午後5時まで

エ 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メール

10 指定管理者の候補の選定

島根県立青少年社会教育施設条例第15条の規定等による基準に基づき、島根県立青少年の家指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、指定管理者の候補（以下「候補者」という。）を選定する。

(1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者、専門家等の5名の委員で構成する。

なお、選定委員会では、必要に応じて外部の有識者の意見を聞くことがある。

(2) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理運営を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

エ 法令遵守等のための体制がとられているものであること。

(3) 審査項目

ア 指定管理に関する基本的事項

イ サービスの向上を図るための具体的な手法

ウ 施設の維持管理の内容及び適格性

エ 安定的な運営が可能となるサービス提供体制

オ 安定的な運営が可能となる財政的基盤

カ 食堂・売店の管理運営

キ 施設の管理運営に係る経費の内容

ク 収支計画の内容及び適格性

(4) 選定方法

ア 候補者の選定は、選定委員会において上記審査基準及び審査項目に基づき行う。

イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等の書類審査を行うものとし、書類審査の結果は、全ての申請者に対して書面で通知する。

ウ 書類審査の結果、適当と認められる申請者に対し、選定委員会がプレゼンテーションによる審査を行う。

エ プレゼンテーションは、令和元年10月上旬から中旬までの間に実施する。

オ 候補者の選定は令和元年10月中旬に行い、その結果は、全ての申請者に対して書面で通知するとともに、申請者

名及び選定結果（選定又は非選定）を公表する。

カ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

キ 選定委員会は、非公開とする。

#### 11 指定管理者の指定及び協定

##### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。10(4)で選定した候補者を令和元年11月定例島根県議会へ上程し、議決されれば指定管理者として指定する。

##### (2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の細部について協議の上、青少年の家の管理に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

#### 12 指定管理者の運営状況に関する評価

公の施設の適正な管理の確保及び県民サービスの向上を目的として、管理運営状況についての評価を毎年度実施する。

なお、評価結果については指定管理者に通知し、島根県議会へ報告するとともに島根県ホームページにおいて公表する。

#### 13 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に関する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

#### 14 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難になった場合には、島根県と指定管理者は、事業の継続の可否について協議する。

(5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難になった場合の措置については、協定で定める。

#### 15 申請等に関する質疑

質疑の受付は、次のとおりとする。

なお、候補者の選定後に関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

##### (1) 受付期限

令和元年9月5日（木）午後5時まで

##### (2) 受付方法

別に定める質疑表に記入の上、FAX又は電子メールで提出すること。

##### (3) 回答方法

質疑に対する回答は、令和元年9月13日（金）までに全ての申請予定法人等に対し、FAX又は電子メールで送付する。

なお、回答日以後において、新たに募集要項の配付を受けた法人等が、回答文書の配付を希望する場合は、同文書の配付を行う。

#### 16 留意事項

- (1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。
- (2) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
- (3) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
  - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
  - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者にふさわしくないと認められるとき。
- (4) 島根県立青少年社会教育施設条例、島根県立青少年社会教育施設条例施行規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例52号）、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

#### 17 問合せ先

郵便番号 690-8502  
 住 所 島根県松江市殿町1番地  
 担当部局 島根県教育庁社会教育課生涯学習振興グループ  
 電 話 0852-22-6485  
 F A X 0852-22-6218  
 電子メール shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp

## 人 事 委 員 会 告 示

### 島根県人事委員会告示第5号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和元年度島根県職員（経験者）採用試験を次のとおり実施する。

令和元年8月6日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

#### 1 受付期間

令和元年8月7日（水）から同年9月20日（金）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。郵送による場合は、9月20日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、9月18日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

#### 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政	9名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事
水産	1名	島根県の諸機関に勤務し、水産業の振興、水産技術の普及指導、水産に関する試験研究

		等の業務に従事
--	--	---------

- (注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。また、10月20日に別途実施予定の試験との併願はできない。
- 2 申込受付後の試験区分の変更は、認めない。
- 3 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢

試験区分	年 齢
行 政	昭和57年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者
水 産	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区 分	試験日	試験地及び試験場	合 格 発 表
第1次試験	令和元年10月20日（日） 受付時間 9：00～9：30 試験時間 10：00～14：30 (試験区分「水産」は10：00～16：20) ※試験区分「行政」の個別面接試験日 令和元年11月16日（土）又は11月17日（日）のうち指定する1日 ※詳細は対象者に通知 (試験場 島根県職員会館)	松 島根県職員会館 江 (松江市内中原町) 市	試験区分「水産」は11月13日（水）、試験区分「行政」は11月20日（水）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。 ※試験区分「行政」の第1次試験自己PR型面接試験対象者は11月1日（金）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに対象者の受験番号を掲示するほか、対象者に通知する。
		広 T K P 広島本通駅前 島 カンファレンスセン 市 ター (広島市中区紙屋町)	
		東 島根イン青山 京 (南区南青山) 都	
		大 J E C 日本研修セン 阪 ター江坂 府 (吹田市江坂町)	
第2次試験	令和元年11月30日（土）又は12月1日（日） ※詳細は、第1次試験合格通知により通知する。	松 島根県職員会館 江 (松江市内中原町) 市	12月中旬に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。

5 試験の種目、配点及び内容

区 分	試験区分	試験種目及び配点	内 容
第1次試験	行政	教養試験 (40点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験

		自己アピール論文試験 (60点)	自己の経験等（職務等の内容、具体的な実績、資格等）及びそれを県行政においてどのように活用するかについて自己アピールを行う論文試験
		自己PR型面接試験 (100点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出） ※面接の冒頭で、自己アピール論文試験で作成した論文に基づくプレゼンテーションを5分間程度実施 ※筆記試験結果の上位の者を対象に11月16日又は11月17日に実施
	水産	教養試験 (20点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験
		専門試験 (40点)	専門的な知識及び能力についての記述式による筆記試験
		自己アピール論文試験 (40点)	自己の経験等（職務等の内容、具体的な実績、資格等）及びそれを県行政においてどのように活用するかについて自己アピールを行う論文試験
第2次試験	全試験区分	面接試験 (100点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出）
		適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

- (注) 1 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。  
2 最終合格者は、第2次試験の評価のみで決定する。

6 専門試験出題分野

試験区分	出 題 分 野
水産	水産経済、水産環境科学、水産生物資源、水産増養殖、漁業学

7 受験手続

(1) 申込書の交付

- ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。
- イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「経験者請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「経験者申込」と朱書きし、簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載された後、各任命権者がその中から採用者を決定する。なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

9 給与

初任給は、経歴に応じて決定する。このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

初任給の例（平成31年4月1日現在）

学 歴	年 齢	公務に有効な民間等経歴	初任給月額
大学卒	30歳	8年	229,276円
	35歳	13年	250,092円

	37歳	15年	276,338円
--	-----	-----	----------

## 公 安 委 員 会 告 示

### 島根県公安委員会告示第45号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和元年 8 月 6 日

島根県公安委員会委員長 遠藤 充子

#### 1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
施設警備業務 1 級	学科試験	令和元年11月13日（水）午後 1 時30分から午後 4 時まで	20人程度
	実技試験	令和元年12月19日（木）午前 9 時から午後 5 時まで	
施設警備業務 2 級	学科試験	令和元年11月13日（水）午後 1 時30分から午後 4 時まで	20人程度
	実技試験	令和元年12月 5 日（木）午前 9 時から午後 5 時まで	

#### 2 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

#### 3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

##### (1) 施設警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 警備業務対象施設における保安に関すること。</li> <li>○ 施設警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務対象施設における保安に関すること。</li> <li>○ 施設警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

##### (2) 施設警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 警備業務対象施設における保安に関すること。</li> <li>○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務対象施設における保安に関すること。</li> <li>○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する</li> </ul>

こと。

#### 4 受検資格

##### (1) 施設警備業務1級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

##### (2) 施設警備業務2級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

#### 5 受検手続に関する事項

##### (1) 受付期間

令和元年10月21日（月）及び同月23日（水）から25日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

##### (2) 受付場所

申請者の住所地を管轄する島根県内の各警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

##### (3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し 1通

##### (4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

#### 6 受験票の交付

受験票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

#### 7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。